令 和 8 年 度
保 健 事 業 の ご 案 内

大阪府電設工業健康保険組合
電　話　０６－６３８５－２８５１
ＦＡＸ　０６－６３８９－５７３５
https://www.denkenpo.or.jp/

＜はじめに＞

健康保険組合では、被保険者及び被扶養者の皆さまの健康管理推進のため、さまざまな事業に取り組んでいます。

疾病の早期発見・予防のための各種健康診断の補助金支給をはじめ、体力増進・リフレッシュを目的とした契約保養所利用の補助金支給、スポーツクラブの法人会員契約やレジャー施設の割引契約等、楽しみながらご利用いただける事業も多数ございます。

また、今年度から、より健康診断が受けやすくなるよう人間ドック・生活習慣病健診にかかる補助金限度額を引き上げ、健康診断にかかる費用負担を軽減いたしました。

これらの各種事業を上手くご活用いただき、皆さまの健康づくりにお役立てください。

≪目　次≫

【１】疾病予防事業

１．特定健康診査(特定健診)・特定保健指導 …… 2

⑴ 特定健診 …… 2

⑵ 特定保健指導 …… 6

２．委託契約による各種健康診断の充実 ……10

３．健康診査等の補助金支給・利用方法 ……11

ア　短期人間ドック ……11

イ　生活習慣病健診 ……12

ウ　婦人科健診 ……12

エ　胃部検診 ……13

オ　脳ドック(脳検査) ……13

カ　インフルエンザ予防接種 ……14

キ　新型コロナワクチン接種 ……14

４．メンタルヘルスカウンセリングの実施 ……21

５．健診施設(電設健保：東京)の割引利用 ……21

６．家庭用常備薬等の斡旋 ……22

７．ファミリー歯科健診の実施 ……22

【２】体育奨励事業

１．健康ウォーク「でんせつ健歩」の実施 ……23

２．海の家、山の家の開設 ……24

３．健康づくりセンターの利用 ……24

４．スポーツクラブの法人会員利用 ……25

５．レジャー施設等の割引利用 ……27

【３】保養施設

１．契約保養所の利用補助 ……29

２．利用提携宿泊施設 ……30

【４】保健指導宣伝 ……33

【５】データヘルス計画の実施 ……33

【１】疾病予防事業

１．特定健康診査(特定健診)・特定保健指導

特定健診・特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、４０歳以上７４歳以下の被保険者・被扶養者に対し生活習慣病予防と改善を目的に毎年度実施しております。

特定健診では、生活習慣病リスクを高めるメタボリックシンドロームの早期発見・早期予防に重点をおいています。皆さまの健康管理のため、年に一度は必ず「特定健診」を受診してください。

⑴ 特定健診

ア．対 象 者　　４０歳以上７４歳以下の被保険者・被扶養者

イ．健診項目　　「特定健診と労働安全衛生法に基づく事業主健診の比較」(P.5)を参照

ウ．健診機関

・組合独自委託契約健診機関

・事業所の契約健診機関

・健康保険組合連合会(健保連)の契約健診機関

・特定健診を実施する全国の健診機関(集合契約(A)･(B))

集合契約(A)：日本病院会等が契約している健診機関で、都市部の比較的大きな病院が多く含まれる。

集合契約(B)：医師会等が契約している健診機関で、地域の診療所等が多く含まれる。

・近総協主催による巡回型健診等の健診機関

近畿地区内の市民センター等の公共施設や商業施設、ホテル等を会場として利用する巡回健診。

エ．実施方法

(ｱ) 被保険者

事業主が実施する労働安全衛生法に基づく定期健康診断の健診結果から、事業主の協力を得て特定健診項目分（質問票含む）の健診結果を提出いただくことにより特定健診を実施したとみなします。

また、特定健診の結果から生活習慣病リスクが高く保健指導が必要な方には、特定保健指導を実施します。

(ｲ) 被扶養者　　下記ａ～ｃのいずれかを実施

ａ．５月下旬に配付する特定健診受診券（セット券）で特定健診を受診する

ｂ．人間ドック・生活習慣病健診を受診する
人間ドック・生活習慣病健診には特定健診項目が含まれているため、別途、特定健診を受ける必要はありません。人間ドック・生活習慣病健診の補助金請求時に健診結果を提出いただくことにより特定健診を実施したとみなします。
なお、人間ドック・生活習慣病健診には「特定健診受診券(セット券)」は使用できませんのでご注意ください。

ｃ．パート先等で健診を受診する
※健診結果を提出いただくことで特定健診を実施したとみなします。

オ．費用補助

(ｱ) 被保険者　　事業主が実施する労働安全衛生法に基づく健診結果のデータを作成して組合へ提出した場合

補助金支給額　１人当たり 1,000 円

※健診種別・提出媒体により支給の可否があります。(下記の表参照)
※必須項目(P.5 参照)を受診されていない場合や提出期限までに提出していただけない場合には、支給できないことがあります。

健診種別	データ	紙
定期健診（特定健診項目含む）	○	○
補助金適用契約健診機関以外で実施の生活習慣病健診	○	×
補助金適用契約健診機関で実施の生活習慣病健診	×	×
人間ドック	×	×

データ…①健診機関に作成してもらった CD-R 等(XML 形式)
②事業所において「健診結果入力支援ソフト」を使用して作成した XML 形式の健診結果データ(CD-R 等)

紙　…受診した健診結果・質問票の写し

(ｲ) 被扶養者　　5月下旬に配付する「特定健診受診券(セット券)」を使用できる全国の健診機関で受診した場合

全額組合負担（受診者負担なし）

また、特定健診の受診当日に特定保健指導が必要となる方の初回面談を実施した場合も、特定健診と同様に受診者負担はありません。

※人間ドック・生活習慣病健診を受診する場合は「特定健診受診券(セット券)」は使用できません。
医療機関から提出を求められた場合はご注意ください。

カ．提出期限　　事業主健診等の健診結果を提出していただくことにより特定健診を実施したとみなす方の健診結果については、令和９年４月末日までに提出してください。

※特定健診の結果から特定保健指導の対象となる方になるべく早く指導を受けていただくことができるよう、健診実施後すみやかに健診結果をご提出ください。

キ．結果通知　　特定健診の健診結果に基づき、生活習慣改善の保健指導が必要な特定保健指導該当者にのみ事業主を通じて通知します。

ク．そ の 他　　(ｱ) 特定健診の健診結果やレセプト等をもとに、当組合の生活習慣状況、健康状態等を分析し、健康課題を明確にして皆さまの健康づくりに役立つ効果的な保健事業の実施に活用しています。

(ｲ) 特定健診・特定保健指導の実施率が低い健康保険組合には、後期高齢者医療制度への支援金が加算され健康保険組合の財政に大きな影響を及ぼすものであるため、必ず健診結果等のご提出をお願いいたします。

＜特定健診と労働安全衛生法に基づく事業主健診の比較＞

	項　　目		特定健診	労働安全衛生法
診　　察	問診（服薬歴、喫煙歴、既往歴、自覚症状、他覚症状を含む）		○	○
	身体測定	身　長	○	○
		体　重	○	○
		腹　囲	○	○
		ＢＭＩ	○	○
	理学的所見（身体診察）		○	○
血圧測定	血圧		○	○
肝機能検査	ＡＳＴ（ＧＯＴ）		○	○
	ＡＬＴ（ＧＰＴ）		○	○
	γ-ＧＴ（γ-ＧＴＰ）		○	○
脂質検査	空腹時中性脂肪 （随時中性脂肪）		(注 1) ■	(注 1) ■
	ＨＤＬコレステロール		○	○
	ＬＤＬコレステロール （Non-HDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ）		(注 2) ○	(注 2) ○
血糖検査	空腹時血糖		■	■
	ＨｂＡ１ｃ		■	■
	随時血糖		※■	※■
尿　検　査	尿糖		○	○
	尿蛋白		○	○
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値		△	
	ヘモグロビン値		△	○
	赤血球数		△	○
心　電　図			△	○
眼底検査			△	
血清クレアチニン検査（ｅＧＦＲ含）			△	△
視　　力				○
聴　　力				○
胸部エックス線検査				○
喀痰検査				△

○・・・ 必須項目
△・・・ 医師の判断に基づき選択的に実施する項目
■・・・ いずれかの項目の実施でも可　※随時血糖の場合は食直後(3.5 時間未満)の採血を除く
（注 1）やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことも可
（注 2）中性脂肪が 400mg／dl 以上、又は食後採血の場合は LDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙに代えて Non-HDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙを測定

⑵ 特定保健指導

ア．特定保健指導対象者の選定と階層化

特定健診の健診結果に基づき、腹囲またはＢＭＩと追加リスク項目の保有状況及び喫煙歴により階層化し、特定保健指導が必要な「積極的支援」、「動機付け支援」に区分された対象者に、法令で定められた実施要件に沿って特定保健指導を実施します。

ただし、階層化により支援対象者になった方のうち、レセプト情報から治療を開始していることが確認できる方は除きます。

＜特定保健指導対象者の階層化＞

<table>
<tr><td rowspan="2">腹　囲</td><td>追加リスク項目</td><td rowspan="2">④喫煙歴</td><td colspan="2">特定保健指導対象</td></tr>
<tr><td>①血　　圧
②脂　　質
③血　　糖</td><td>40～64 歳</td><td>65～74 歳</td></tr>
<tr><td rowspan="4">タイプ１
85cm 以上
(男性)
90cm 以上
(女性)</td><td>２つ以上該当</td><td>あり･なし共に</td><td rowspan="2">積極的支援</td><td rowspan="3">動機付け
支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>該当なし</td><td>情報提供</td></tr>
<tr><td rowspan="5">タイプ２
上記以外で
BMI≧25</td><td>３つ該当</td><td>あり･なし共に</td><td rowspan="2">積極的支援</td><td rowspan="4">動機付け
支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１つ該当</td><td>あり･なし共に</td></tr>
<tr><td>該当なし</td><td></td><td colspan="2">情報提供</td></tr>
</table>

※追加リスク項目

①血　圧：収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上

②脂　質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上(やむ得ない場合は、随時中性脂肪 175mg/dl 以上）又はＨＤＬコレステロール 40mg/dl 未満

③血　糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上(やむを得ない場合は、随時血糖(食直後 3.5ｈ経過後）100mg/dl 以上）又はＨｂＡ１ｃ5.6％以上

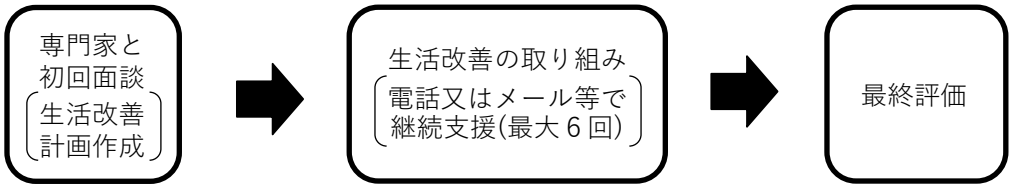
④喫煙歴：上記項目①～③のリスク項目がある場合に１項目として追加

イ．特定保健指導の内容

特定保健指導の階層化により「積極的支援」及び「動機付け支援」の該当者は、専門家（保健師等）のサポートを受けて生活習慣病リスクを軽減するための特定保健指導を受けていただきます。

(ｱ) 「積極的支援」

専門家(保健師等)と面談し、生活改善の行動計画を作成して目標に向かって生活改善に取り組みます。途中で専門家による電話・メール等での継続支援（最大６回）をはさみながら、３カ月以上行動計画を実施した後に最終評価をします。



(ｲ) 「動機付け支援」、*「動機付け支援相当」

専門家(保健師等)と面談し、生活改善の行動計画を作成して目標に向かって生活改善に取り組みます。行動計画を実施し、３カ月経過した後に最終評価をします。（経過途中での専門家による継続支援はありません。）

＊２年連続して積極的支援対象者となった者のうち、１年目に積極的支援を終了した者で、２年目の状態が以下に該当する場合「動機付け支援相当」の対象者となります。

・BMI＜30 ･･･ 腹囲 1.0cm 以上かつ体重 1.0kg 以上減少している者
・BMI≧30 ･･･ 腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している者



ウ．特定保健指導の利用方法

特定保健指導は、ＳＯＭＰＯヘルスサポート(株)への外部委託により実施します。

約 1,500 名の健康相談員(保健師等)が在籍しており、全国で特定保健指導が受けられます。

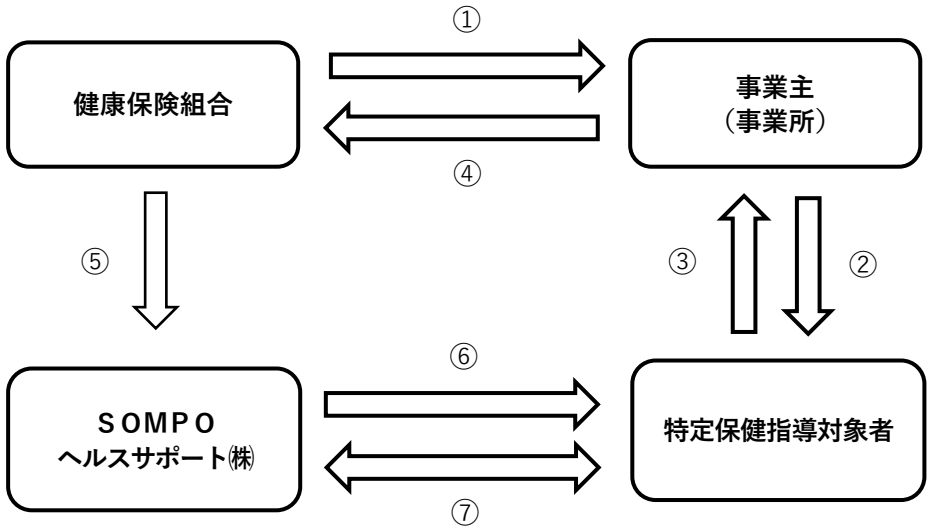
健康相談員の特定保健指導を受けていただくためには、特定保健指導対象者へ健診結果通知とあわせて、*「特定保健指導回答票」を事業主を通じて送付しますので、回答票に必要事項を記入のうえ、事業主を通じて組合へ提出してください。

＊「特定保健指導回答票」…健康相談員がアポイントを取るために連絡先等をお知らせいただくもの

㈠　委託先

ＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社
東京都千代田区神田淡路町１－２－３
電話：０１２０－３３４－５２３（サポートセンター）

＜特定保健指導までの流れ＞



① 健康保険組合から事業主へ特定健診結果、特定保健指導回答票を送付
② 事業主から特定健診結果、特定保健指導回答票を特定保健指導対象者へ配付
③ 特定保健指導回答票に必要事項（連絡先等）を記入し、事業主へ提出
④ 特定保健指導対象者から回収した特定保健指導回答票を健康保険組合へ提出
⑤ 特定保健指導回答票情報をＳＯＭＰＯヘルスサポート㈱へ通知
⑥ 健康相談員が特定保健指導対象者へアポイントをとり初回面談の日程を調整
⑦ 特定保健指導の開始（初回面談・継続支援・最終評価）

(ｲ)　特定保健指導の実施

特定保健指導の実施において、健康相談員が特定保健指導対象者と面談の日時・場所等を相談のうえ個別対応いたします。

初回面談・支援方法については特定保健指導対象者自身で選択していただけます。

・初回面談⇒対面面談又はスマートフォン・ＰＣでの遠隔面談より選択
・継続支援⇒電話またはメール等より選択

エ．費用補助

被保険者・被扶養者とも、特定保健指導にかかる費用は**無料**です。

全額組合負担（受診者負担なし）

２．委託契約による各種健康診断の充実

健康保険組合では、被保険者や被扶養者の皆さまの健診の機会と受診メリットを確保するため、組合独自で健診機関と委託契約を締結し、一般よりも割安な料金で各種健診をご利用いただけます。

また、事業主健診を実施する場合において、一定の人数が集まれば巡回健診を実施している健診機関の健診車を派遣することもできます。

今後も、健診機関の増設や内容の充実に努めてまいりますので、積極的に健診を受けていただき、健康管理にお役立てください。

⑴　組合独自委託契約健診機関

組合ホームページの「健康づくり編」＞「事務ご担当者様用保健事業のご案内」＞「独自委託契約健診機関と健診料金一覧」を参照

⑵　巡回健診の利用について

ア．巡回健診を実施している健診機関につきましては、「⑴ 独自委託契約健診機関と健診料金一覧」の備考欄に【巡回】と表示しています。

イ．健診車の場所の選定等については、無理せずに駐車できるよう場所の選定をしてください。

ウ．医師の内科診察の場所（明るい部屋）・心電図・視聴力測定の場所（静かな場所）が必要となります。

※詳細等については健診機関にご確認ください。

３．健康診査等の補助金支給・利用方法

健康診査･予防接種等を受け、費用を負担した場合に、その費用の一部を補助しています。

⑴ 健康診査・予防接種等の補助金支給限度額・利用方法について

補助の対象となる健康診査・予防接種等の範囲、補助金支給限度額・利用方法については次のとおりです。

ア．短期人間ドック

健康保険組合や健康保険組合連合会(健保連)が契約した健診機関、または人間ドックに必要な検査項目を実施する全国の健診機関で受診した場合に補助金を支給します。

① 補助金支給対象者
３５歳時・４０歳以上の被保険者・被扶養者

② 補助金支給に必要な検査項目
「補助金必須検査項目表」（P.17）を参照

③ 補助金支給限度額及び回数
○１泊２日ドック　　４０,０００円　　年度１回
○日帰りドック　　２５,０００円　　年度１回

※支払った費用が上記金額に満たない場合はその実費相当額になります。
なお、令和８年３月受診分までの補助金支給限度額は以下のとおりです。
１泊２日ドック：３０,０００円　　年度１回
日帰りドック：１５,０００円　　年度１回

④ 利用方法
「人間ドックの利用方法・補助金請求の流れ」（P.18）を参照

※契約健診機関と契約外健診機関で利用方法が異なります。
また、健保連契約健診機関では日帰りドックのみとなり、１泊２日ドックご利用の場合は契約外健診機関の取扱いとなります。

イ．生活習慣病健診

健康保険組合が契約した健診機関、または全国の健診機関で生活習慣病健診に必要な検査項目を実施した場合に補助金を支給します。

① 補助金支給対象者
３５歳時・４０歳以上の被保険者・被扶養者

② 補助金支給に必要な検査項目
「補助金必須検査項目表」（P.17）を参照

③ 補助金支給限度額及び回数
１０,０００円　年度１回
※支払った費用が 10,000 円に満たない場合はその実費相当額になります。
なお、令和 8 年 3 月受診分までの補助金支給限度額は 5,000 円です。

④ 利用方法
「生活習慣病健診の利用方法・補助金請求の流れ」（P.19）を参照
※補助金適用契約健診機関とその他の健診機関で利用方法が異なります。
また、補助金適用契約健診機関で生活習慣病健診を受診いただくと、事業主様(利用者)には健診料金から補助金相当額が差し引かれた額が請求されますので、事業主様(利用者)から組合への補助金請求が不要となります。

ウ．婦人科健診

健康保険組合が契約した健診機関、または全国の健診機関で婦人科健診を単独、または各種健診のオプションとして実施した場合に補助金を支給します。

① 補助金支給対象者
被保険者・被扶養者

② 補助金支給に必要な検査項目
「補助金必須検査項目表」（P.17）を参照

③ 補助金支給限度額及び回数
３,０００円　　年度１回
※支払った費用が 3,000 円に満たない場合はその実費相当額になります。

④ 利用方法
「人間ドックの利用方法・補助金請求の流れ」（P.18）および
「その他各種健診の利用方法・補助金請求の流れ」（P.20）を参照
※人間ドックのオプションとして実施する場合は、契約健診機関と契約外健診機関で利用方法が異なります。

エ．胃部検診

健康保険組合が契約した健診機関、または全国の健診機関で胃部検診を単独、または定期健診のオプションとして実施した場合に補助金を支給します。

① 補助金支給対象者
被保険者・被扶養者

② 補助金支給に必要な検査項目
「補助金必須検査項目表」（P.17）を参照

③ 補助金支給限度額及び回数
２,０００円　　年度１回
※支払った費用が 2,000 円に満たない場合はその実費相当額になります。

④ 利用方法
「その他各種健診の利用方法・補助金請求の流れ」（P.20）を参照

オ．脳ドック(脳検査)

健康保険組合や健康保険組合連合会（健保連）が契約した健診機関、または全国の健診機関で、脳ドック(特定健診項目を含む)を受診した場合や人間ドック等(特定健診項目を含む）のオプションとして必要な検査項目を受けた場合に補助金を支給します。
(同年度内で特定健診項目を含む健診と別機関で脳ドック(脳検査)を受けた場合も可)

① 補助金支給対象者
４０歳以上の被保険者・被扶養者

② 補助金支給に必要な検査項目
「補助金必須検査項目表」（P.17）を参照

③ 補助金支給限度額及び回数
１０,０００円　　年度１回
※支払った費用が 10,000 円に満たない場合はその実費相当額になります。

④ 利用方法
「人間ドックの利用方法・補助金請求の流れ」（P.18）　および
「その他各種健診の利用方法・補助金請求の流れ」（P.20）を参照

※人間ドックのオプションとして実施する場合は、契約健診機関と契約外健診機関で利用方法が異なります。

カ．インフルエンザ予防接種

全国の医療機関でインフルエンザ予防接種を実施した場合に補助金を支給します。

① 補助金支給対象者
被保険者・被扶養者

② 補助金支給限度額及び回数
１,５００円　　年度１回
※支払った費用が 1,500 円に満たない場合はその実費相当額になります。

③ 利用方法
利用料を全額支払っていただき予防接種を受けてください。
※組合への事前の申込は必要ありません。

④ 補助金請求方法
「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に実施機関の**領収書(写)を添付し**、事業所を通じて請求してください。
※領収書（写）は、レシートではなく、①受診者氏名②日付③金額④病院名⑤項目(インフルエンザ接種代)が明記されているものを添付してください。

キ．新型コロナワクチン接種

全国の医療機関で新型コロナワクチン接種を実施した場合に補助金を支給します。

① 補助金支給対象者
被保険者・被扶養者

② 補助金支給限度額及び回数
２,０００円　　年度１回
※支払った費用が 2,000 円に満たない場合はその実費相当額になります。

③ 利用方法
利用料を全額支払っていただき予防接種を受けてください。
※組合への事前の申込は必要ありません。

④ 補助金請求方法
「新型コロナワクチン接種補助金請求書」に実施機関の**領収書(写)を添付し**、事業所を通じて請求してください。
※領収書（写）は、レシートではなく、①受診者氏名②日付③金額④病院名⑤項目(新型コロナワクチン接種代)が明記されているものを添付してください。

⑵ 補助金支給にあたっての共通事項

・いずれの補助金も、同一年度内１回限りの支給となります。

・かかった費用が補助金限度額に満たない場合は、その実費相当額の支給となります。

・対象年齢がある健診種別については、今年度に該当年齢に到達する方を補助金の支給対象とします(誕生日前の受診も可)

35 歳時　･･･ 平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日生まれの方
40 歳以上･･･ 昭和 62 年 3 月 31 日以前生まれの方

・健康診査等の補助金は年度毎に支給しておりますので、健康診査等を受けられ補助金を請求される場合は、令和８年度内に請求してください。

※健康診査等の補助金は、疾病予防を目的とした健診を受けられた場合に支給します。
保険診療扱いとなる場合は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。

＜令和８年度　健康診査等の補助金一覧＞

◇被保険者・被扶養者に補助金を支給します。

<table>
<tr><th>健診種別</th><th>対象年齢</th><th>補助金
限度額</th><th>健診機関</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>短期人間ドック</td><td rowspan="2">３５歳時
４０歳以上</td><td>日帰りドック
２５,０００円
1泊2日ドック
４０,０００円</td><td rowspan="6">組合独自委託契約健診機関
又は
当組合が指定する検査項目を実施できる全国の健診機関
（契約外）</td><td rowspan="2">「補助金必須検査項目表」(P.17 参照)に定める検査項目を実施したものを対象</td></tr>
<tr><td>生活習慣病健診</td><td>１０,０００円</td></tr>
<tr><td>婦人科健診</td><td>な　し</td><td>3,０００円</td><td>・乳房視触診
・マンモグラフィ
・乳房超音波検査
・子宮細胞診
・子宮・卵巣超音波検査
のいずれかの健診を単独又は各種健診のオプションとして受けた場合</td></tr>
<tr><td>胃部検診</td><td>な　し</td><td>2,０００円</td><td>胃部検診を単独又は定期健診等のオプションとして受けた場合</td></tr>
<tr><td>脳ドック</td><td>４０歳以上</td><td>１０,０００円</td><td>脳 MRI・MRA を特定健診項目を含む健診又は人間ドック等のオプションとして受けた場合</td></tr>
<tr><td>インフルエンザ予防接種</td><td>な　し</td><td>1,５００円</td><td>インフルエンザ予防接種が実施できる全国の医療機関</td><td></td></tr>
<tr><td>新型コロナワクチン接種</td><td>な　し</td><td>2,０００円</td><td>新型コロナワクチン接種が実施できる全国の医療機関</td><td></td></tr>
</table>

＜補助金必須検査項目表＞

※必須検査項目を受診されていない場合には、補助金をお支払いできない場合があります。

内　容		短期人間ドック (特定健診項目含)	生活習慣病健診 (特定健診項目含)	胃部検診	婦人科健診 （※２）	脳ドック （※３）
内科診察		○	○			
質問票		○	○			
身体計測		○	○			
循環器	血　圧	○	○			
	心電図	○	○			
呼吸器	肺機能	○				
	胸部Ｘ線	○	○			
消化器	胃部Ｘ線(※１)	○	○	○		
	便潜血	○	○			
	腹部超音波	○				
血　液	糖代謝	○	○			
	肝機能	○	○			
	脂　質	○	○			
	腎機能	○	○			
	痛　風	○	○			
	膵機能	○				
血液学	末梢血	○	○			
血清学	梅毒反応	○				
	炎症反応	○				
	リウマチ	○				
	肝炎ウイルス	○				
尿検査		○	○			
聴　力		○	○			
眼　科	視　力	○	○			
	眼　圧	○				
	眼　底	○				
婦人科	乳房視触診				○	
	マンモグラフィ				○	
	乳房 超音波検査				○	
	子宮細胞診				○	
	子宮・卵巣 超音波検査				○	
脳	脳ＭＲＩ					○
	脳ＭＲＡ					○

※１　胃部Ｘ線の代替検査（胃カメラ）も可
※２　いずれかの受診で可
※３　同年度内に特定健診項目を含む健診を受診している場合に限る

人間ドックの利用方法・補助金請求の流れ

契約健診機関（一般より割安料金）

・組合独自委託契約健診機関
・健保連が契約した健診機関
【組合ホームページ参照】

↓

①予　　約

「大阪府電設工業健康保険組合の組合員」であることを申し出て健診機関へ直接予約してください。

↓

②受診申込

予約後、「健康診査等利用申込書（個人用）」に必要事項を記入し、健診予約日の２週間前までに事業所を通じて組合へ提出してください。

↓

③健診の実施

当日の窓口での支払いはありません。
ただし、オプション料金（婦人科健診・脳検査除く）については当日窓口でお支払いください。

↓

④利用料支払

後日、補助金額を差し引いた額を事業所ごとに取りまとめ、事業所あてに請求しますので、各個人の利用料を取りまとめの上、組合の発行する納付書によりお支払いください。

※契約健診機関であっても契約コース以外の健診を受診される場合は、契約外の取扱いとなります。

※健保連が契約した健診機関では日帰りドックのみとなります。
１泊２日ドックをご利用の場合は契約外の取扱いとなります。

※契約健診機関であっても脳検査をオプションではなく脳ドックコースとして受診される場合は、契約外の取扱いとなります。

契約外の健診機関

補助金必須検査項目を実施できる全国の健診機関

↓

①予　　約

健診機関へ直接予約してください。

↓

②健診の実施・料金支払

↓

③健診結果受取

↓

④補助金請求

下記の書類をそろえて事業所を通じて組合へ請求してください。

・健康診査等利用報告並びに補助金請求書（個人用）
・健診機関の利用料金領収書（写）
・健診結果・質問票（写）

↓

⑤補助金支払

事業所の指定口座に振込しますので、人間ドック利用者各個人へお渡しください。

生活習慣病健診の利用方法・補助金請求の流れ

補助金適用契約健診機関で契約コースの生活習慣病健診を受診された場合は、事業主様（利用者）に代わって健診機関が組合へ生活習慣病健診補助金分の請求を行いますので、**事業主様（利用者）から組合への補助金請求が不要となります。**

補助金適用契約健診機関

・補助金適用契約健診機関
【組合ホームページ参照】

↓

①予　　約

「大阪府電設工業健康保険組合の加入事業所（または組合員）」であることを申し出て健診機関へ直接予約してください。

↓

②受診申込

予約後、下記の書類に必要事項を記入し、健診予約日の２週間前までに事業所を通じて組合へ提出してください。

・補助金適用契約健診機関利用申込書
・補助金適用契約健診機関受診者名簿

↓

③健診の実施

↓

④料金支払・健診結果受取

健診機関から事業主様または利用者へ健診結果の通知及び生活習慣病健診の健診料から生活習慣病健診補助金相当額を差し引いた料金の請求が行われます。

※生活習慣病健診補助金対象者のみ利用申込書を組合へ提出してください。

※必要検査項目を受診されていない場合は、補助金適用がされないため健診料を全額お支払いいただくこととなります。

※補助金適用契約健診機関は、組合ホームページの「独自委託契約健診機関と健診料金一覧」の生活習慣病健診料金欄に「(補助金適用)」と表示しています。

補助金適用以外の健診機関

・当組合の補助金適用以外の契約健診機関
・補助金必須検査項目を実施できる全国の健診機関

↓

①予　　約

・健診機関へ直接予約してください。
・当組合の補助金適用以外の契約健診機関利用時は「大阪府電設工業健康保険組合の加入事業所（または組合員）」であることを申し出て予約してください。

↓

②健診の実施・料金支払

↓

③健診結果受取

↓

④補助金請求
特定健診補助金請求（事業主健診のみ）

下記の書類をそろえて事業所を通じて組合へ請求してください。

≪生活習慣病健診≫

・生活習慣病健診補助金請求書(事業主健診用)または健康診査等利用報告並びに補助金請求書(個人用)
・健診機関の利用料金領収書等(写)
・健診結果・質問票(写)

≪特定健診≫

・特定健康診査実施報告並びに補助金請求書
・健診機関が作成した XML データ
※XML データの添付が必要となります。

その他各種健診の利用方法・補助金請求の流れ

人間ドック、生活習慣病以外の各種健診にかかる利用方法と、補助金請求は以下のとおりです。

契約健診機関（一般より割安料金）	契約外の健診機関
・組合独自委託契約健診機関 【組合ホームページ参照】	必要な検査項目を実施できる全国の健診機関

↓

①予　　約	①予　　約
契約料金を適用してもらうため「大阪府電設工業健康保険組合の加入事業所（または組合員）」であることを申し出て健診機関へ直接予約してください	健診機関へ直接予約してください。

↓

②健診の実施・料金支払

↓

③健診結果受取

↓

④補助金請求

下記の書類をそろえて事業所を通じて組合へ請求してください。
（定期健診Ａ・Ｂは補助金の支給はありません）

≪婦人科健診・胃部検診・脳ドック≫

- （該当の）各種補助金請求書（事業主健診用）または健康診査等利用報告並びに補助金請求書（個人用）
- 健診機関の利用料金領収書等（写）
- 健診結果（写）

↓

⑤補助金支払

事業所の指定口座に補助金を振込します。
※個人健診利用者には、各個人へお渡しください。

4．メンタルヘルスカウンセリングの実施（こころの電話健康相談）

組合員の皆さまの心の健康維持を目的に、専門のカウンセラーが職場でのトラブルやプライベートな問題などをお聞きし、解決に向けてのお手伝いをする電話カウンセリング・面接カウンセリングを実施しております。

・委託事業者　㈱法研関西（㈱東京カウンセリングセンター）

・利用種別　ア．面接（対面・オンライン）カウンセリング（予約制）
※年度中、対面とオンライン合わせて１人５回まで無料
６回目から有料

イ．電話カウンセリング
※相談料・通話料とも無料

・利用方法　０８００－５００８２６５（当組合専用番号）

ア．面接カウンセリング予約窓口（専用番号⇒「２」をプッシュ）
月曜～土曜日　10 時～20 時

イ．電話カウンセリング（専用番号⇒「３」をプッシュ）
月曜～土曜日　10 時～22 時

ウ．電話カウンセリング予約窓口（専用番号⇒「４」をプッシュ）
月曜～土曜日　10 時～18 時

・利用対象者　被保険者・被扶養者

・実施内容　・専門のカウンセラーが対応します。
・電話の際には会社名、職種、地域をお聞きします。

※プライバシーの厳守、個人情報保護には万全の体制をとっておりますので、安心してご利用ください。

5．健診施設（電設健保：東京）の割引利用

東京の電設工業健康保険組合「へるすぴあ健診センター」において、健康診断、生活習慣病健診、人間ドックなどの健診を格安な組合員料金で利用できるよう契約を結んでおります。

予約の際は必ず「大阪府電設工業健康保険組合の組合員」であることを申し出てください。

利用方法、料金については直接健診センターにご確認のうえお申込ください。

なお、人間ドックを受診された場合は補助金の対象になりますので、「人間ドックの利用方法・補助金請求の流れ」の契約外の健診機関（P.18）を参照してください。

『へるすぴあ健診センター』
所在地　東京都板橋区坂下１－３３－１２
電　話　０３－５９７０－６８１１
ＦＡＸ　０３－５９７０－６８６３

６．家庭用常備薬等の斡旋

組合員の皆さまの疾病予防と健康管理に役立てていただくため家庭用常備薬等の斡旋を年に数回実施しております。

実施の時期がきましたら、随時ご案内いたします。

７．ファミリー歯科健診の実施

お口の健康は、全身の健康管理に大きな影響を及ぼすといわれています。

口腔ケアを目的として、被保険者・被扶養者を対象に健診料無料のファミリー歯科健診を全国の会場で実施しますので、家族揃ってぜひご利用ください。

・実施時期：前期（６月～９月）・ 後期（１２月～３月）

・実施会場：全国の主要駅などのターミナルで実施

会場等、詳細が決定しましたら事業所を通じてご案内いたします。

健診内容

① むし歯および歯周疾患の健診
② 歯の健康相談
③ 歯石清掃
④ 歯面清掃（着色除去）
⑤ 個人別歯科衛生指導（ブラッシング、歯間ブラシ指導等）
⑥ フッ素塗布（０歳～１２歳の希望者）

【２】体育奨励事業

１．健康ウォーク「でんせつ健歩」の実施

体力増進、健康の管理・保持増進を目的として、ウォーキングマイレージ「健康ウォーク・でんせつ健歩」を実施しています。健康プログラムサイトまたは K-POINT アプリから会員登録し、毎日の歩数を入力する事でポイントが付与されます。

なお、ポイント達成者には賞品をプレゼントいたします。

⑴ 対象者

被保険者及び被扶養者の認定を受けている配偶者

（ＷＥＢサイトの利用は組合員であればどなたでも可能）

⑵ 利用方法

組合ホームページトップの でんせつ健歩 のバナーからサイトにアクセスし、WEB もしくは K-POINT アプリで会員登録をしてから利用

⑶ ポイント

・１０００歩で１ポイント（１日最大１０ポイント）

・ポイント累積は年度毎（4/1～3/31）（3/31 をもってリセットされます）

⑷ 賞　品

・１０００、２０００ポイント達成者	QUO カード Pay　５００円分
・３０００ポイント達成者	QUO カード Pay　1,０００円分

⑸ 配付方法

ポイント達成者へ「でんせつ健歩」に登録のメールアドレスへ直接メール配信いたします。

※セキュリティ等により配信できないメールアドレスがございますのでご注意ください。
詳細につきましては、組合ホームページをご確認ください。

※令和８年度より、歩数登録の利便性をより高めるため無料公式アプリ「K-POINT アプリ」を導入いたしました。

「K-POINT アプリ」と歩数連携をしていただくことにより、日々の歩数登録がスムーズに行えますので、ぜひご活用ください。

２．海の家、山の家の開設

体力増進を図ることを目的として、夏季に「海の家」・「山の家」、冬季に「山の家」を開設し、利用した被保険者及び被扶養者に対して補助金を支給します。

⑴ 補助金対象期間

夏季：７月～８月　　冬季：１２月～３月

⑵ 補助金支給金額

１人当り　　3,０００円（年度１回１泊限り）

※幼児（未就学児童）で宿泊料が補助金額に満たない場合は補助金支給の対象となりません。

⑶ 利用方法等

利用方法等については、組合機関誌等に掲載のほか、事業所を通じてお知らせいたします。

※「海の家」・「山の家」の対象施設は「独自契約保養所一覧表」（P.31）を参照

３．健康づくりセンターの利用

東京の電設工業健康保険組合「へるすぴあ健康づくりセンター」においてプール、フィットネスルーム等の運動施設、クアルームやリラックスルーム等の休養施設を割引料金で利用していただくことができます。

また、利用に際しては、初回に健康保険の記号番号が記載されたもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)を提示し、「へるすぴあカード」の作成が必要です。

なお、利用時間、詳細な利用方法等は直接センターにお問い合わせください。

『へるすぴあ健康づくりセンター』

所 在 地　　東京都板橋区坂下１－３３－１２

電　　話　　０３－５９７０－６７３１

利用料金　　消費税込

	通　　常	割引料金
平　　日	1,５００円	1,０００円
土日・祝日	1,８００円	1,３００円

※小学生は半額　　※６歳未満は無料

※中学生未満の入館には、保護者の同伴が必要です

４．スポーツクラブの法人会員利用

⑴ ルネサンス

(株)ルネサンスの運営または提携する全国の施設を法人会員として割安料金でご利用いただくことができます。

≪契約料金≫　　消費税別

	内　容	法 人 会 員	個人会員（参考）
利用時	Monthly コーポレート会員	9,５００円	１５,０００円
	1DayPlus コーポレート会員	3,１００円	制 度 な し
	1Day コーポレート会員	1,８００円	制 度 な し
	法人オンライン会員	＊ 1,０００円	3,５００円
入会時	会員証発行事務手数料	1,５００円	5,０００円
	入　会　金	0円	3,０００円

＊Monthly コーポレト会員と 1DayPlus コーポレート会員については、０円(費用負担なし）でオンラインレッスンが受けられます。

従来のフィットネス利用に加え、スイミングやテニス等の各スクール利用ができるスクールコーポレート会員がございます。
スクールコーポレート会員につきましては、各スクール・クラブによって料金が異なりますので、ご利用の際はスポーツクラブルネサンスへご確認ください。

⑵ ＪＯＹＦＩＴ・ＦＩＴ３６５

(株)ヤマウチの運営または提携する全国のスポーツクラブ「ＪＯＹＦＩＴ」・「ＦＩＴ３６５」を法人会員として割安料金でご利用いただくことができます。

ア.「ＪＯＹＦＩＴ」

全国の「ＪＯＹＦＩＴ」各施設の相互利用が無料でできます。
「ＪＯＹＦＩＴ」・「ＪＯＹＦＩＴ２４」・「ＪＯＹＦＩＴＹＯＧＡ」
※ＪＯＹＦＩＴ＋を除く。

≪契約料金≫　　消費税別

内　容	法人会員	個人会員（参考）
月会費	5,９８０円	利用店舗設定料金 （8,０００円相当）
入会費	５００円	5,０００円
会員証発行手数料	アプリの場合　0円 会員カードの場合 1,１００円	

≪入会方法≫

・アプリ利用の場合（会員カードなし）
お手持ちのスマホにＪＯＹＦＩＴ　Ａｐｐ(アプリ)をダウンロードし会員登録してください。

・会員カード発行の場合
ご希望の利用店舗にて入会手続きをしてください。

（入会手続きに必要なもの）
・ＪＯＹＦＩＴ　Ａｐｐ（アプリ利用時）　・健康保険等の記号番号
・プロモーションコード　・クレジットカード(月会費のお支払い用)

イ．「ＦＩＴ３６５」

全国の「ＦＩＴ３６５」各施設の相互利用が無料でできます。

また、令和８年度より新たに家族会員制度ができましたので、ぜひご利用ください。詳細につきましては組合ホームページをご参照ください。

≪契約料金≫　　消費税別

内容	法人会員	個人会員（参考）
月会費	2,９８０円	
入会金	０円	
①相互利用料 ②セキュリティ費	０円	①　５００円/月 ②4,９８０円/年
会員証発行手数料	アプリの場合　０円 会員カードの場合　5,０００円	

≪入会方法≫

・アプリ利用の場合（会員カードなし）
お手持ちのスマホにＦＩＴ３６５　Ａｐｐ(アプリ)をダウンロードし、会員登録してください。

・会員カード発行の場合
ご希望の利用店舗にて入会手続きをしてください。

（入会手続きに必要なもの）
・ＦＩＴ３６５　Ａｐｐ（アプリ利用時）　・健康保険等の記号番号
・プロモーションコード　・クレジットカード

⑶　利用方法

スポーツクラブの利用方法については、組合ホームページ「健康づくり編」＞「スポーツクラブの法人会員利用」に掲載していますので、ご希望の施設の利用方法をご確認ください。

5．レジャー施設等の割引利用

⑴　夏季プール施設・アイススケート場割引券の斡旋

健康保険組合連合会大阪連合会が契約している夏季プール施設・アイススケート場について割引券の斡旋を行います。

利用方法等については、組合ホームページ、組合機関誌に掲載のほか、実施時期が近づきましたら事業所を通じてお知らせいたします。

⑵　レジャー施設の割引利用

下記施設をお得に利用できるよう契約を結んでいます。
皆さまの体力づくり、レクリエーション等にご活用ください。

ア．関西サイクルスポーツセンター

自転車がテーマのエンターテイメントパークで一日楽しみましょう。

利用区分	入場料		入場＋フリーパス	
	一般料金	割引料金	一般料金	割引料金
おとな（中学生以上）	1,000 円	800 円	3,500 円	3,100 円
こどもA （3 歳～小学生、身長 110 ㎝以上）	700 円	560 円	3,200 円	2,800 円
こどもB （3 歳～小学生、身長 110 ㎝未満）	700 円	560 円	2,200 円	1,800 円
シニア（65 歳以上）	500 円	割引対象外	2,300 円	2,200 円

※https://www.kcsc.or.jp/

イ．服部緑地乗馬センター

緑あふれる広い馬場で気分爽快、優しい馬に癒されませんか。

優待内容	・乗馬体験レッスンを無料で受講 ・「騎乗時間約２０分、所要時間約９０分」 ・組合員とそのご家族（※体験者は２名まで） ※装具レンタル料 1,650 円（税込）、保険料 210 円が必要となります。 ・体験後入会希望の場合には、入会金の割引優待が受けられます。

※https://www.hattori-jobafoundation.com/

ウ．空庭温泉 OSAKA BAY TOWER

約 5,000 坪の温泉型テーマパークを堪能してください。

摘　要		通常入館料金	割引料金
大人	A 設定日	2,460 円	2,345 円
	B 設定日	2,790 円	2,658 円
	C 設定日	3,230 円	3,076 円
	D 設定日	3,450 円	3,285 円
	E 設定日	3,780 円	3,599 円
小人(4 歳～小学生)	全日	1,320 円	1,254 円
4 歳未満	全日	無　　料	

◇上記料金は、タオル・館内着・各種アメニティ・消費税・入湯税(大人のみ)含む

◇各設定日は空庭温泉公式ホームページに掲載しておりますのでご確認ください

※https://www.solaniwa.com/

エ．利用方法

レジャー施設の利用方法等は、組合機関誌または組合ホームページの「健康づくり編」＞「レジャー施設等割引」に掲載していますので、ご希望の施設の利用方法をご確認ください。

【3】保養施設

1．契約保養所の利用補助

独自契約保養所、休暇村等の契約保養所を利用した被保険者及び被扶養者に対し補助金を支給します。

⑴　補助金支給金額　　１人当り　　3,０００円（年度１回１泊限り）

※幼児(未就学児童)で宿泊料が補助金額に満たない場合および乳幼児(０歳～３歳未満)は補助金支給の対象となりません。

⑵　利用方法

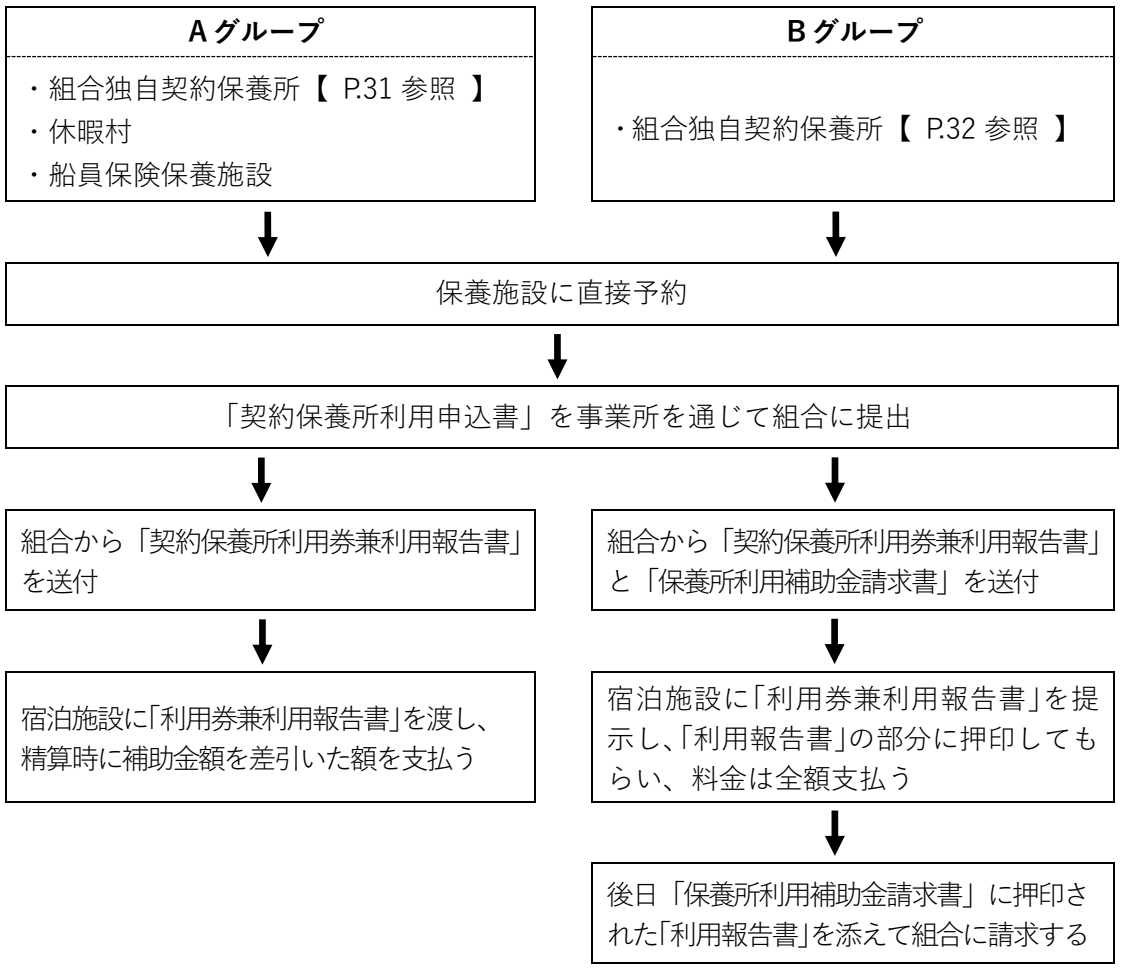
利用者本人が利用施設へ直接予約し、予約が成立しましたら保養所利用申込書に必要事項を記入し、事業所を通じて組合へ提出してください。

後日、組合より「利用券兼利用報告書」を送付します。

※契約保養所補助金支給には「利用券兼利用報告書」が必ず必要となりますので、事前に申込書を提出のうえ、利用日までに交付を受けてください。

⑶　補助金支給方法

Ａグループ・Ｂグループ二通りの方法で補助金支給いたします。



契約保養所に関する詳細については、組合ホームページ「健康づくり編」＞「契約保養所」に掲載していますのでご参照ください。

２．利用提携宿泊施設

下記の宿泊施設が割引料金で利用できるよう利用提携をしています。皆さまの健康保持増進の保養施設としてご活用ください。

ただし、補助金の支給対象施設ではありませんのでご注意ください。

⑴　アイコニア・ホスピタリティ（旧：マイステイズ・ホテル・グループ）

ア．利用方法

利用者本人が公式ホームページから、ホテル名・日程・人数・プロモコード「ＫＨ１０」を入力して予約すると割引料金が適用されます。

※オンライン予約に限り割引対象となります。

詳細については組合ホームページ「健康づくり編」＞「利用提携宿泊施設」をご確認ください。

⑵　いわき藤間温泉ホテル浬

ア．利用方法

・利用者本人が宿泊施設へ直接予約してください。予約の際は、必ず「大阪府電設工業健康保険組合の組合員」であることを申し出てください。
・チェックイン時に組合員であること申し出てください。
※旅行会社など他社を介して予約をした場合は割引対象外となります。

イ．割引料金

１人１泊当り　　５００円

・組合員１人に付き同伴者３人まで
（組合員以外の方も割引可）

・未就学児は割引対象外
（未就学児は宿泊料無料。食事・寝具希望の場合は別途料金）

・割引除外日、割引除外対象商品等あり

＜割引例＞
★当組合加入員　　◎同伴者（割引可）　●同伴者（割引不可）

・★◎◎◎　・・・全員割引可能
・★★◎◎◎◎◎◎　・・・全員割引可能
・★◎◎◎●　・・・同伴者３名まで割引可能、１名割引不可

独自契約保養所一覧表（Ａグループ）

	保養所名／所在地／連絡先／ ＵＲＬ	基 本 料 金 （ 1泊2食付・税サ別 ）
契約保養所	**伊豆下田蓮台寺温泉 クアハウス石橋旅館** 静岡県下田市蓮台寺 185-1 TEL 0558-22-2222 URL http://www.kur-ishibashi.com/	平　　日　13,000 円 休前日・休日　13,000 円
契約保養所・山の家	**白馬八方　プチホテル志鷹** 長野県北安曇郡白馬村北城 4402 TEL 0261-72-5550 URL https://www.hotelshitaka.co.jp/	平日・休日　　13,000 円 休　前　日 (12/1～5/5)　19,000 円 (5/6～11/30)　13,000 円
	黒部ダム湖畔　ロッジくろよん 富山県中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂外 第 11 国有林 TEL 076-463-6350 URL http://www.kuroyon.com/	全　　日　13,000 円 (アルペンルート開通時期のみ)
	高野山温泉　福　智　院 和歌山県伊都郡高野町高野山 657 TEL 0736-56-2021 URL https://www.fukuchiin.com/	全　　日　20,000 円
海の家	**若狭高浜観光協会** 福井県大飯郡高浜町の契約民宿を斡旋・予約 TEL 0770-72-0338 URL http://www.wakasa-takahama.jp/	7 月～8 月　8,500 円～ （1 泊 2 食付・税サ込）

※上記の基本料金は大人料金です。部屋、人数、大人・小人の区分や食事内容等によって料金設定が異なります。また、各施設により特別期間やシーズン料金の設定がありますので、予約時に必ず料金を確認してください。

独自契約保養所一覧表（Ｂグループ）

⑴　ＨＰＤコーポレーション

保養所名/ＵＲＬ	所在地/連絡先
アオアヲ ナルト リゾート https://aoawo-naruto.com	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛 16-45 TEL：088-687-2580
吉祥やまなか https://kissho-yamanaka.com	石川県加賀市山中温泉東町一丁目ホ 14 番地 3 TEL：0761-78-5656
かがり吉祥亭 https://kagari-kisshotei.com	石川県加賀市山中温泉こおろぎ町二 1 番地 1 TEL：0761-78-2223
吉祥ＣＡＲＥＮ https://www.kissho-caren.com	静岡県賀茂郡東伊豆町北川温泉 TEL：0557-23-1213
つるや吉祥亭 https://www.tsuruya-kisshotei.com	静岡県賀茂郡東伊豆町北川温泉 TEL：0557-23-1212
ルネッサンスリゾートオキナワ https://renaissance-okinawa.com	沖縄県国頭郡恩納村山田 3425-2 TEL：098-965-0707
ココガーデンリゾートオキナワ https://cocogarden.com	沖縄県うるま市石川伊波 501 TEL：098-965-1000

全国 7 か所のリゾートホテルや温泉旅館をご利用いただけます。

⑵　セラヴィリゾート泉郷

山梨・長野・静岡を中心にリゾートホテルやコテージ、愛犬と宿泊できる愛犬リゾート施設など全国の施設がご利用いただけます。

【予約センター】
・０５０－５８４６－１２３４（受付時間：月～土曜日　１０時から１８時）
・ＷＥＢ予約でのご利用方法につきましては、当組合のホームページをご覧ください。
ＵＲＬ：https://hoyojo.izumigo.co.jp/login/

※各施設により特別期間やシーズン料金の設定がありますので、予約時に必ず料金を確認してください。

【４】保健指導宣伝

１．　組合機関誌「大阪電設健保」の発行(年３回)
２．　保健衛生に関するパンフレットの配付(随時)
３．　健康管理委員を対象に健康管理事業の推進
４．　健康者表彰の実施(１１月実施)
５．　保健指導セミナー（オンラインセミナー）の実施
６．　赤ちゃん誕生の家庭へ育児雑誌を配付
７．　赤ちゃん誕生予定の家庭へ妊婦さんに向けた冊子の配付（希望者・申込制）
８．　健康保険組合連合会の共同事業への参加
９．　医療費通知(年１回)
１０．　ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進
１１．　ホームページによる健康保険制度、保健事業の案内及び個人情報に関する事項について広報

【５】データヘルス計画の実施

第３期データヘルス計画として、令和６年度から令和１１年度の６年間において、健康保険組合の健診データと医療データを分析し、健康課題の解消に向けた効果的かつ効率的な保健事業に取り組んでまいります。

１．特定健診・特定保健指導の実施率の向上

第４期特定健康診査等実施計画に基づいて、特定健診の目標実施率８５％、特定保健指導の目標実施率３０％を令和１１年度までに達成。

２．疾病の予防及び早期発見・早期治療に向け、各種健診等の受診率を向上

人間ドック、生活習慣病健診、婦人科健診、胃部検診の受診率を向上し、生活習慣病の予防及び悪性新生物等の早期発見と早期治療の推進を図る。

３．生活習慣病の重症化予防対策の実施

糖尿病リスク分類において、受診勧奨判定値以上の医療機関未受診者に対し、文書・電話での保健指導や医療機関への受診勧奨を外部委託により実施し、糖尿病関連の医療費の抑制を図る。

４．生活習慣の改善による健康保持・増進を図る

スポーツクラブの法人契約利用施設及び契約保養所を増設し、運動機会の提供及びリフレッシュ事業を拡大し、加入員の健康保持・増進を図る。

５．事業主とのコラボヘルスの推進

健康スコアリングレポートを活用して、事業主と健康保険組合の健康状況を共有し、健康課題の解消に向けた保健事業の取り組みを協働して実施。